

健康保険組合にご加入の事業主様へ

e-GOV 電子申請

2026年(令和8年)11月スタート

健康保険組合への各種届出(※)について、
11月から新たにe-Govを活用した電子申請が可能となります。

※) 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者異動届・産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届・産前産後休業終了時報酬月額変更届・育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届・育児休業等終了時報酬月額変更届・介護保険適用除外等該当/非該当届・新規適用届・任意適用申請書・任意適用取消申請書・一括適用承認申請書

e-Gov電子申請のメリット

01

**ワンストップ化による
利用者負担の軽減！**

他の社会保険（年金、雇用保険）
同様に、健康保険組合においても
e-Govを活用した電子申請とするこ
とでワンストップ化が可能に。

02

**申請方法の拡充で
誰でも利用可能に！**

従来の人事・給与システムを利用
した電子申請(※)に加えて、e-Gov
ではインターネット環境を利用した電子
申請も可能となります。

※) マイナポータルを利用した申請は、11月以降、
一定期間経過後に閉鎖予定。（日程調整中）

電子申請導入についてのお問い合わせ

電子申請可能な手続種別について



ご加入の健康保険組合へ

人事・給与システムの対応
状況について



お使いの人事・給与システムの
サポート窓口へ

インターネットからの
申請利用について



e-Gov電子申請のご利用の流れ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/about-appli>